

奈良県公契約条例の改正制度説明会 資料①

奈良県公契約条例の概要

奈良県会計局

令和7年5月21日(水)・27日(火)

ご存知ですか？奈良県公契約条例

働きやすく就業しやすい奈良県を目指し、平成27年4月に

全国の都道府県に先駆け奈良県公契約条例を施行し、今年で条例施行10年を迎えます。

この条例で県が目指すことは？

1. 適正な労働条件の確保や労働条件の向上、雇用機会の拡充を図ります。
2. その他社会的な価値の実現及び向上を図ります。

その実現のために県が行うことは？

1. 事業者の取組を、契約相手方の選定等の際の評価に反映します。
2. 公契約の履行に当たって、次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めます。
 - 最低賃金額以上の賃金の支払
 - 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格取得の届出
及び、労働保険に係る保険関係成立の届出

公契約・特定公契約とは？

公契約	特定公契約
県が発注する 建設工事の請負契約	左記のうち 予定価格が 3億円以上 のもの
県が 業務を委託する契約	左記のうち 予定価格が 3千万円以上 のもの (契約期間が6か月を超えるものに限る)
県と指定管理者との 公の施設の管理に関する協定	左記のうち 委託料上限額が 3千万円以上 のもの

(※)

(※) 次の業務のいずれかを含む内容のもの

ア 県が管理する建物及び土地における**清掃業務、警備業務(機械警備業務を除く)、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務**

イ 県が管理する建物において行う**給食の調理等の業務又は洗濯業務**

社会的な価値の評価とは？

特定公契約の種類	評価時点	評価項目	評価項目の種類
建設工事の請負契約	業者格付け時	① ③（障害者雇用） ④	① 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無
業務を委託する契約	特定公契約の総合評価入札の評価時	①～⑥すべて	② 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況 ③ 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況
公の施設の管理に関する協定	特定公契約の公募に係る審査時	①～⑥すべて	④ 保護観察対象者等の雇用の状況 ⑤ 環境に配慮した事業活動の状況 ⑥ 人権意識の向上に係る取組の状況

詳しくは次頁から

社会的な価値の勘案について

各区分の上限は
2%とする。

社会的な価値の評価基準

		評価項目	評価内容	配点	最高得点
労働環境の整備	1	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	2%	2%
	2	女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無	1%	2%
			② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無	2%	
③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無	1%				
雇用機会の拡充	3	障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	① 障害者の雇用の有無	1%~2%	2%
			② 障害者職場実習の受入実績の有無	1%	
③ 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無			1%		
その他社会的な価値の実現	4	保護観察対象者等の雇用の状況	① 協力雇用主登録の有無	0.2%	2%
	② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の人、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の人の雇用の有無	2%			
その他社会的な価値の実現	5	環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	2%	2%
	6	人権意識の向上に係る取組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無	2%	2%
合計(最高得点)					12%

評価項目1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無

評価内容	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録 (入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合)
配点	登録あり 2% 登録なし 0%
提出書類	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し (3年毎更新)

評価項目2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況

評価内容	配点	最高 得点
<p>① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無</p> <p>【備考】 ※ 評価項目1との重複加算なし ※ 2-②及び2-③に該当する場合、重複加算なし</p>	1%	
<p>② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無</p> <p>【備考】 ※ 評価項目1の登録において、申請時の取組内容が女性の活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合、重複加算なし</p>	2%	2%
<p>③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無</p> <p>【備考】 ※ 評価項目1の登録において、申請時の取組内容が本評価内容に係るもののみである場合、重複加算なし ※ 2-②に該当する場合、重複加算なし</p>	1%	

評価項目2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況

評価項目2－①(なら女性活躍推進倶楽部の登録)

評価内容	なら女性活躍推進倶楽部の登録 (入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合)
配点	登録あり 1% 登録なし 0%
備考	※ 評価項目1との重複加算なし ※ 2－②及び2－③に該当する場合、重複加算なし
提出書類	なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書の写し (3年毎更新)

評価項目2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況

評価項目2-②(えるぼし、くるみん等の認定)

評価内容	えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定（入札公告日又は募集開始日の前日までに認定のある場合）
配点	認定あり 2% 認定なし 0%
備考	※ 評価項目1の登録において、申請時の取組内容が女性の活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合、重複加算なし
提出書類	認定通知書の写し

評価項目2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況

評価項目2－③(一般事業主行動計画の策定)

評価内容	<p>女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 (入札公告日又は募集開始日の前日までに策定され、計画期間が満了していない行動計画に限る また、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)が対象)</p>
配点	<p>策定あり 1% 策定なし 0%</p>
備考	<p>※ 評価項目1の登録において、申請時の取組内容が本評価内容に係るもののみである場合、重複加算なし ※ 2-②に該当する場合、重複加算なし</p>
提出書類	<p>一般事業主行動計画策定届の写し(労働局に届出を行ったもの)</p>

評価項目3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況

評価内容	配点	最高得点
① 障害者の雇用の有無	1%~2%	2%
② 障害者職場実習の受入実績の有無	1%	
③ 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	1%	

評価項目3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況

評価項目3－①(障害者の雇用)

	<法定事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)の場合>	<その他の事業者の場合>
評価内容	障害者の雇用	障害者の雇用
配点	障害者雇用率が3.8%以上 2% 不足人数なし(障害者雇用率2.5%以上3.8%未満) 1% 不足人数あり 0%	障害者の雇用あり 2% 障害者の雇用なし 0%
提出書類	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し (毎年6月1日現在の状況を労働局に報告を行ったもの)	第1号様式

評価項目3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況

評価項目3-②(障害者職場実習の受入実績)

評価内容	<p>1回あたりの実施日数が3日以上の障害者職場実習受入実績(※) (入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間において受入実績のある場合)</p> <p>(※)以下の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合
配点	<p>受入実績あり 1% 受入実績なし 0%</p>
提出書類	<p>障害者の職場実習実施日、支援機関等が確認できるいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">・第2号様式・受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報(作成者を明らかにしたもの)等の写し

評価項目3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況

評価項目3 – ③(障害者就労施設等への発注実績)

評価内容	<p>年額10万円以上の障害者就労施設等(※)への物品調達、業務委託等の発注実績 (入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間において発注実績のある場合 また、契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む)</p> <p>(※)以下の施設等を指す</p> <ul style="list-style-type: none">① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等<ul style="list-style-type: none">ア 障害者支援施設イ 地域活動支援センターウ 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)キ 在宅就業障害者ク 在宅就業支援団体② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する施設等
配点	<p>発注実績あり 1%</p> <p>発注実績なし 0%</p>
提出書類	<p>第3号様式及び添付書類 (契約書、納品書、請求書、領収書等の写し)</p>

評価項目4 保護観察対象者等の雇用の状況

評価内容	配点	最高得点
① 協力雇用主登録の有無	0.2%	2%
② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の人、 又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の人の雇用の有無	2%	

評価項目4 保護観察対象者等の雇用の状況

評価項目4-①(協力雇用主登録)

評価内容	協力雇用主の登録 (入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合)
配点	登録あり 0.2% 登録なし 0%
備考	※ 評価項目4-②に該当する場合、重複加算なし
提出書類	第4号様式

評価項目4 保護観察対象者等の雇用の状況

評価項目4－②(保護観察中の人、又は更生緊急保護中の人)の雇用)

評価内容	更生保護法48条に規定する保護観察中の人、又は同法85条に規定する更生緊急保護中の人 の雇用 (入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間に雇用のある場合)
配点	雇用あり 2% 雇用なし 0%
提出書類	第4号様式

評価項目5 環境に配慮した事業活動の状況

評価内容	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証 (入札公告日又は募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合)
配点	登録又は認証あり 2% 登録又は認証なし 0%
提出書類	登録証又は認証書の写し(2年又は3年毎更新)

評価項目6 人権意識の向上に係る取組の状況

<p>評価内容</p>	<p>自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施(※) (入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間において実施のある場合)</p> <p>(※)当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合 ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合 ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合 <p>* 公共機関等：国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。</p> <p>* その他団体：公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。</p>
<p>配点</p>	<p>実施あり 2% 実施なし 0%</p>
<p>備考</p>	<p>※ 当該研修において、人権問題テーマが「ハラスメント」のみであり、かつ評価項目1(奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業)の登録において、申請時の取組内容が「ハラスメント対策」に係るもののみである場合、重複加算なし</p>
<p>提出書類</p>	<p>第5号様式及び添付書類</p>

契約締結後に必要となる事務手続きとは？

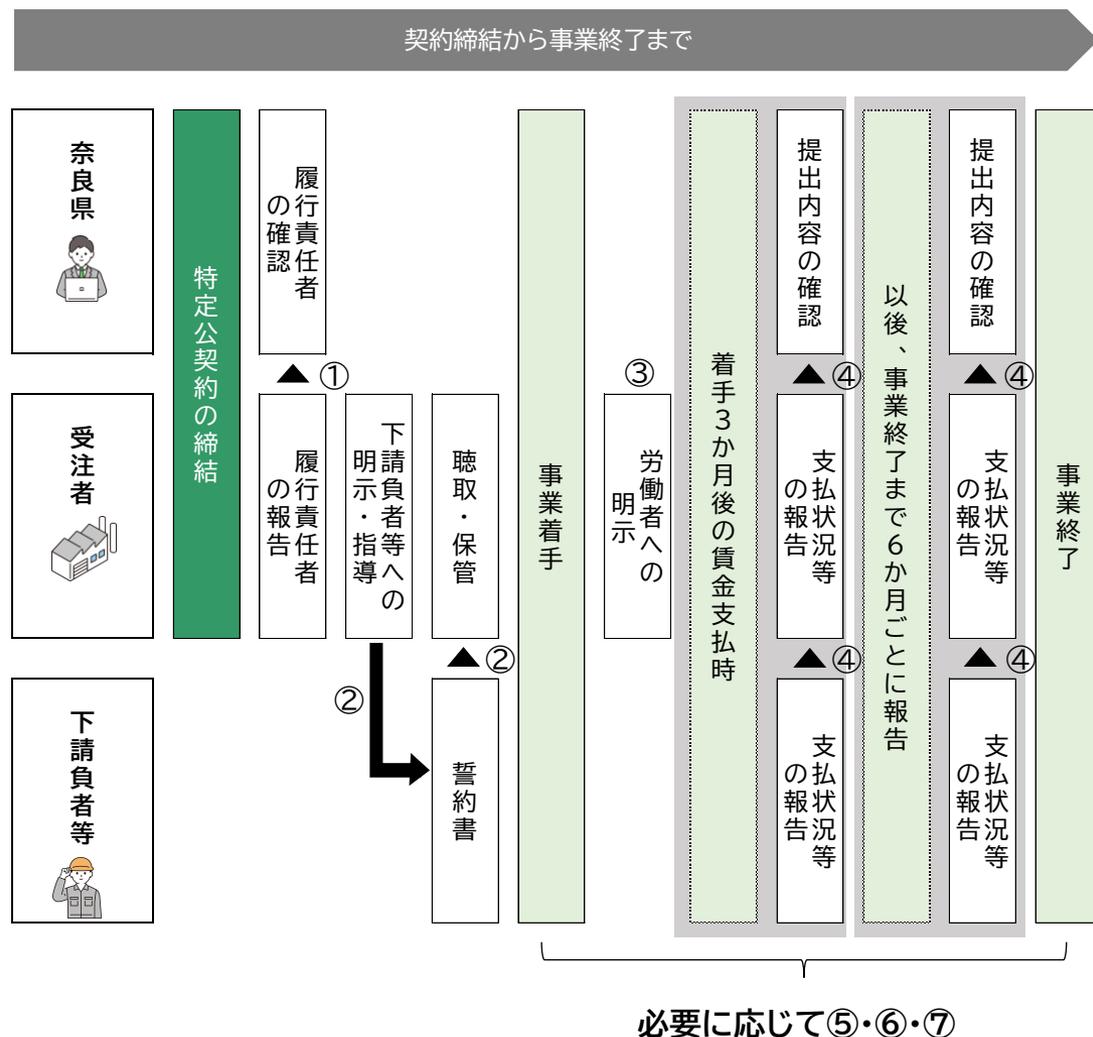
特定公契約を受注した場合の遵守事項

● 最低賃金、社会保険加入の遵守

● 条例に基づく受注者の手続き

- ① 履行責任者の選任・報告
- ② 特定下請負者等への明示及び指導
- ③ 特定労働者への明示
- ④ 定期の支払賃金等の報告
- ⑤ 疑義がある場合の説明等
- ⑥ 立入調査への協力
- ⑦ 必要な措置と結果報告

この内容は「特定公契約特約条項」として、契約書に付して契約を締結します。



(参考) 用語の定義

● 受注者

県と公契約を締結した事業者

● 下請負者等

- ① 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者等から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する事業者
- ② 労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者を受注者又は①に掲げる事業者のために公契約に係る業務に従事させる事業者

● 特定受注者

県と特定公契約を締結した事業者

● 特定下請負者等

- ① 特定受注者等から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する事業者
- ② 自己の雇用する労働者を特定受注者又は①に掲げる事業者のために特定公契約に係る業務に従事させる事業者

● 特定労働者

- ① 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず特定公契約に係る業務に従事する労働者のうち、最低賃金法に規定する最低賃金の適用を受ける労働者
- ② 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される労働者